

平成30年度財政援助団体等監査及び措置状況

1 監査の種類

財政援助団体等(出資、債務保証団体)に対する監査

2 監査の対象

大村市土地開発公社(以下「公社」という。)

3 監査の期間

平成30年10月15日から平成30年11月28日まで

4 監査の範囲及び方法

公社の事業運営がその設立目的に沿って行われているか、また、平成29・30年度の出納その他の事務が公社の規則等に基づき適正に行われているかについて、関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどして監査を実施した。

5 公社の概要

(1) 設立目的

公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公共用地及び公用地等の取得、管理及び処分等を行うことにより、もって地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的としている。

(2) 事業の現況

ア 公有地取得事業

平成29年度取得に係る分

三城城址保存整備事業用地 3, 104. 52 m²

大村市都市計画公園6・5・1号大村市総合運動公園整備事業用地

3, 843. 61 m²

イ 土地造成事業

平成29年度処分に係る分

企業誘致推進事業 9, 349. 00 m²

ウ 附帯等事業

保有地の貸付事業を行っている。

(3) 組織

役員 理事長 1 名、副理事長 1 名、常務理事 1 名、理事 7 名、監事 2 名

職員 5 名(市併任職員：用地管財課 5 名)

(4) 市との関係

市は、基本財産 5 0 0 万円を全額出資している。

また、公社の金融機関からの借入れに対し、借入額 8 0 億円とこれに対する利子の合計額を限度とする債務保証を行っている。

なお、平成 3 0 年 9 月 3 0 日現在の公社の金融機関からの借入金残高は 1 2 億 7, 3 2 1 万 5, 7 0 8 円となっている。

6 監査の結果

おおむね設立目的に沿った事業運営がなされているが、出納その他の事務について下記のとおり改善すべき点が見受けられたので、今後の事務処理上留意されたい。

監査結果	措置の内容及び状況
決算監査に係る監事報酬及び理事会出席者報酬の支出において、支給調書を作成すべきところ作成していない。	作成した。
土地を使用させる場合に、申請により許可しているものがあるが、財産管理規程では貸付けによることとなっており、契約を締結するのが妥当である。	今後は貸付契約を締結する。